

ロストベルグ諸侯連合王国外務省外交文書第30号(1950年3月16日)

【文書名】ロストベルグ諸侯連合王国と蓬萊国との友好条約

【年月日】1950年3月16日

【本文】

ロストベルグ諸侯連合王国と蓬萊国は1950年3月16日に東京でロストベルグ諸侯連合王国政府及び蓬萊国政府が共同声明を發出して以来両国政府及び両国民の間の友好関係が新しい基礎の上に大きな発展を遂げていることを満足の意をもって回顧し、ここに示される諸原則が順守されることを確認し、両国間の平和友好関係を強固にし発展させるため次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

ロストベルグ諸侯連合王国 外務大臣 アルノルト・ベーム  
蓬萊国 外務大臣 大河内 信介

これらの全権委員は互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後次の通り協定した。

○第一条

1. 両締約国は、主権及び領土保全の尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等並びに互惠ならびに平和共存の諸原則の基礎の上に、両国間の恒久的な平和友好条約関係を発展させるものである。
2. 両国は、相互の関係においてすべての紛争を平和的手段により解決し及び武力または武力による威嚇に訴えないことを確認する。

○第二条

両締約国は、アジア・太平洋地域においてもその他の地域においても覇権を求めるべきではなく、またこのような覇権を確立しようとする他のいかなる国または国の集団による試みに反対することを表明する。

○第三条

両締約国は、善隣友好の原則に基づき且つ内政不干渉の原則に従い、両国間の経済関係及び文化関係の一層の発展ならびに両国民の交流の促進のために努力する。

○第四条

この条約は第三国との関係に関する各締約国の立場に影響を及ぼすものではない。

○第五条

この条約は恒久的なものであり、東京において批准されたその日から効力を持つ。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に調印した。

ロストベルグ諸侯連合王国のために アルベルト・ベーム

蓬莱国のために

大河内 信介